

後継者問題を 先送りに していませんか？

計画的に事業承継に取り組まないと
経営が不安定となり、
事業継続に支障が出る場合もあります

高齢の会長が
実権を握り、
社長への経営移譲が
進まない

後継者の
事業用資産の
集中ができない

ライフサイクルの
成熟期を過ぎ、
ビジネスの再構築が
できず衰退

代表者の病気・
死亡で後継者を擁立
できないまま倒産

事業承継の準備を
しないまま
経営者の判断能力が低下

自社の魅力を後継者に
承継できず、取引先との
友好な関係を築けない



企業が培ってきた技術やサービス、人財などを次の世代につなぐ――。

事業承継は企業の存続・発展のために非常に重要な課題です。

特に中小企業は経営者の高齢化が進み、円滑な事業承継が求められています。

事業承継には後継者の選定や資金調達など課題は数多くあります。

また、必要な期間は5～10年といわれており早期の準備と計画が必須です。

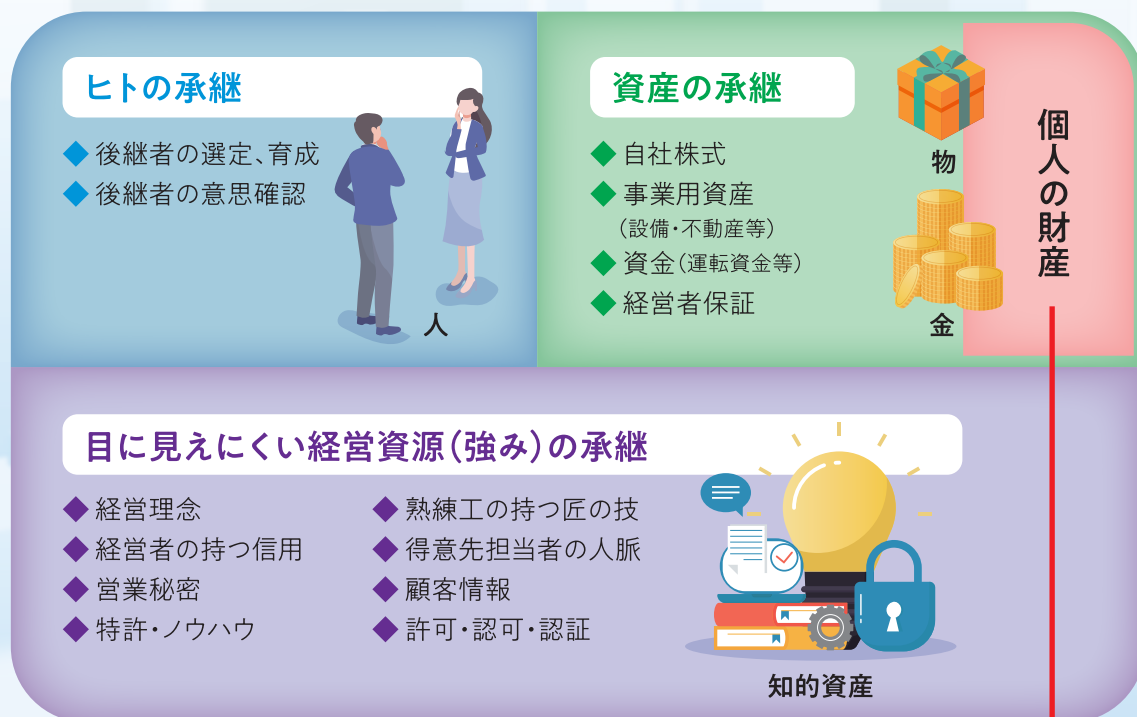
北九州商工会議所は事業承継の第一歩として「ガイドブック」を作成しました。

本ガイドブックが、皆様の事業承継の一助となることを願っております。

事業承継とは？

事業承継とは、“現在の経営者から後継者へ事業のバトンタッチ”を行うことです。

企業がこれまで培ってきたさまざまな財産（人・物・金・知的資産）を上手に引き継ぐことが、承継後の経営を安定させるために重要です。



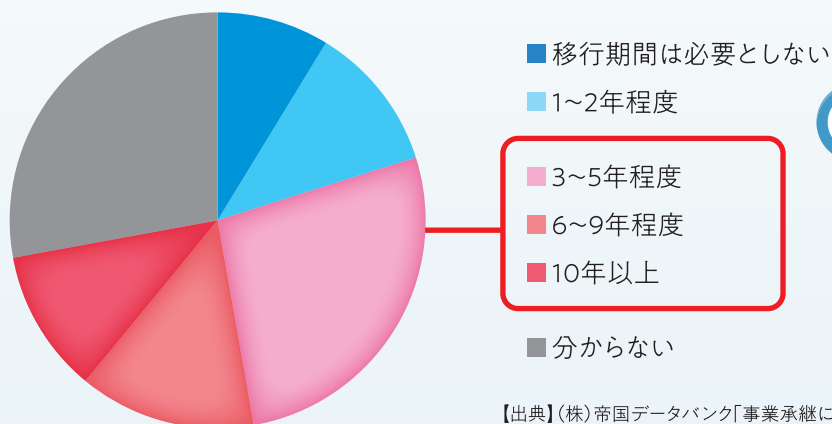
相続対策は一部

「事業承継＝相続対策」と見られがちですが、相続対策は事業承継の取り組みの一部に過ぎません。

【出典】独立行政法人中小企業基盤整備機構「支援者向け事業承継支援マニュアル令和6年度版」(令和6年10月)

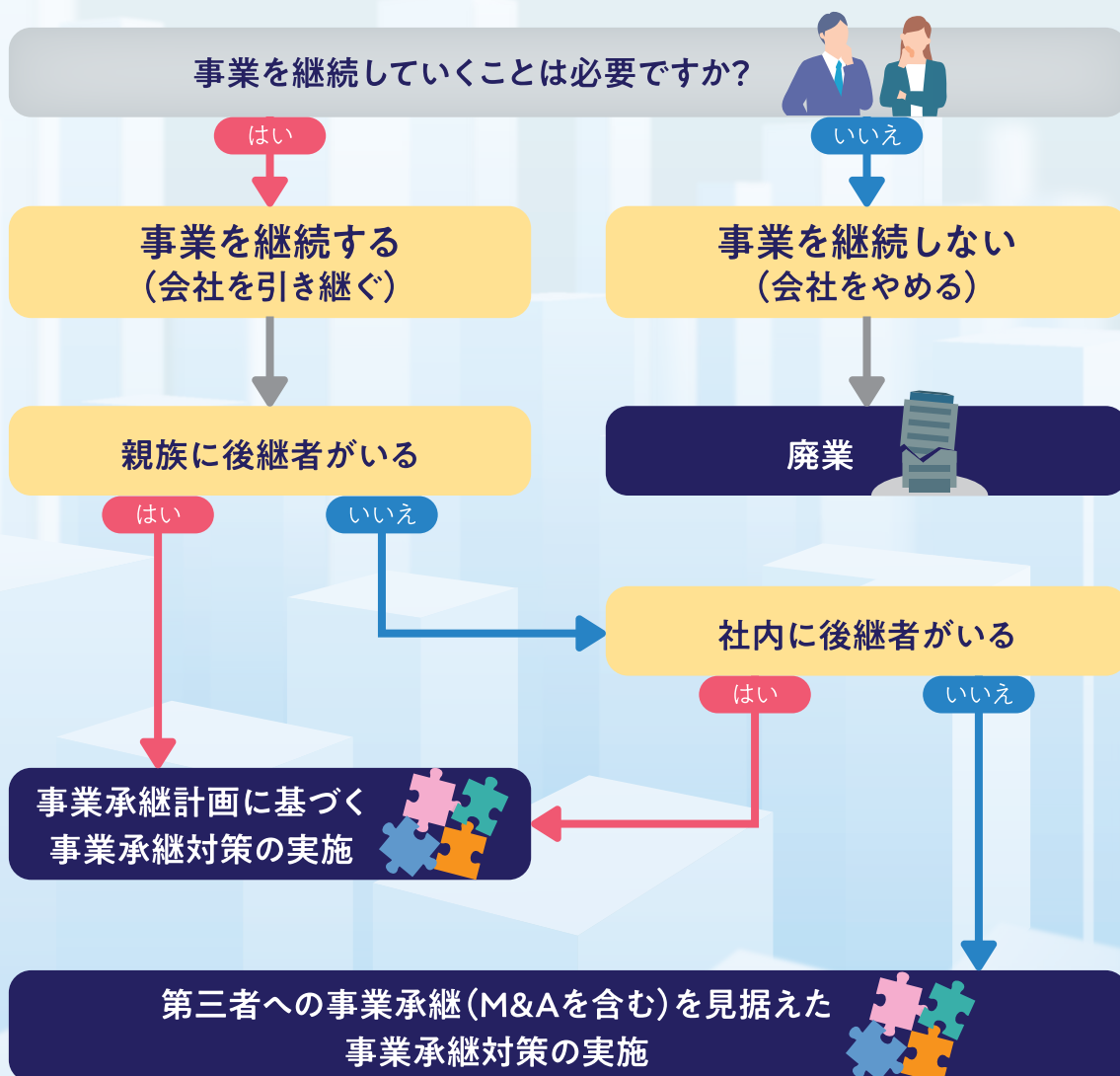
後継者への移行期間

後継者を決めてから事業承継が完了するまで、3年以上を要する割合が半数を超え、10年以上を要する割合も少なくないため、**事業承継に向けた早期の準備が必要**です。



【出典】(株)帝国データバンク「事業承継に関する企業の意識調査」(2021年8月)

事業承継フローチャート





各承継方法のメリット・デメリット

事業承継は、引き継ぐ先によって、親族内承継、従業員承継、第三者承継(M&A)に分類されます。

「誰に会社(経営)を承継させるか(後継者の確定)」によって、様々なメリット・デメリットがあります。後継者選びにあたっては、関係者と意思疎通を図ることや、各承継方法のメリット・デメリットを把握することが重要です。

I 親族内承継



メリット

- 一般的に社内外の関係者から心情的に受け入れられやすい。
- 一般的に後継者を早期に決定し、長期の準備期間を確保できる。
- 他の方法と比べて、所有と経営の分離を回避できる可能性が高い。

デメリット

- 親族内に、経営能力と意欲がある者がいるとは限らない。
- 相続人が複数いる場合、後継者の決定・経営権の集中が困難。

留意点

- 後継者が学校卒業後に他社に就職し、一定のポジションに就いている等の場合を含め、家業であっても、早めにアナウンスをして本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。

II 親族外承継 (従業員等)



メリット

- 親族内に後継者として適任者がいない場合でも、候補者を確保しやすい。
- 業務に精通しているため、他の従業員などの理解を得やすい。

デメリット

- 親族内承継と比べて、関係者から心情的に受け入れられにくい場合がある。
- 後継者候補に株式取得等の資金力がない場合が多い。
- 経営者保証の引き継ぎが難しい。

留意点

- 従業員は経営リスクをとる覚悟で入社、就業してきておらず、白羽の矢を立てた幹部等従業員が、経営者となる覚悟を得るためには、早めのアナウンスと本人の了解を明示的にとりつける取り組みが必要です。

III 親族外承継 (第三者)



メリット

- 身近に後継者として適任者がいない場合でも、広く候補者を外部に求めることができる。
- 現オーナー経営者が会社売却の利益を獲得できる。

デメリット

- 希望の条件(従業員の雇用、売却価格等)を満たす譲渡先を見つけるのが困難。

留意点

- 会社内に後継者がいない場合、検討することを先延ばしにしてしまいがちですが、早めに近くの事業承継・引継ぎ支援センター等の支援機関に相談しましょう。



事業承継に向けたステップ

事業承継が完了するまでには実施すべきことが多くあるため、早期に準備に着手し、支援機関の協力を得ながら着実に行動を重ねていく必要があります。



親族内・従業員承継

社外への引継ぎ

1

事業承継に向けた準備の必要性の認識

従業員の雇用、これまでの製品・サービス等を守るため、早期に準備に着手することが大切です

2

経営状況・経営課題等の把握(見える化)

事業承継に向けて、自社の現状を把握し、課題に向けた対応策を事前に把握します

3

事業承継に向けた経営改善(磨き上げ)

将来の承継に向けて、本業の競争力強化、社内の体制整備等の経営改善を行います

※親族内・従業員承継において、後継者が決まっている場合には、
後継者と事業承継計画を策定して磨き上げを進めることも望ましいです

4-1

事業承継計画の策定

会社の将来を見据え、いつ、どのように、何を誰に承継するのかについて、具体的に策定します

4-2

M&Aの工程

支援機関、専門家に相談しながら、引継ぎ先を探し、条件を検討します

5-1

事業承継の実行

株式、事業用資産の移転や経営権の承継等を実行します

5-2

M&Aの実行

M&Aの手続きに沿って、株式、事業用資産の移転、決済等を行います



事業承継支援

事業承継相談窓口(事前予約制)

／ このようなことでお困りではございませんか？ ／

親族承継	● 計画的に事業承継するために何から始めたらよいか ● 株式、資産の移転について相談したい ● 後継者の教育はどうしたらよいか
従業員・役員承継	● 従業員・役員承継で注意すべき点はなにか ● 従業員・役員承継かM&A、どちらを選択すべきか？ ● 借入金の保証や担保について、どう考えればよいか
第三者承継(M&A)	● 後継者が不在だが、事業を譲渡できる可能性はあるか ● M&A取り組みの際の課題はなにか ● 事業拡大を考えている(他地域、異業種)
事業承継全般	● 事業承継全般について教えてほしい ● 事業の継続が困難な状況で、廃業すべきか悩んでいる ● 借入金が多く事業承継に困っている



北九州商工会議所は**福岡県事業承継・引継ぎ支援センター**と連携し、専門相談員が中心となって対応、事業承継・後継者問題の解決に向けて支援します。

相談は無料、秘密は厳守いたします。

些細なお困りごとで構いませんので、ぜひ一度お近くのサービスセンター、もしくは専門相談センターまでご連絡ください。

窓口開設日 原則、毎月第1・第3水曜日 13:00～・14:30～・16:00～

相談場所 北九州商工会議所(小倉北区紺屋町13-1)

事前予約 専門相談センター TEL:093-541-0192



福岡県事業承継・引継ぎ支援センター

中小企業経営者の高齢化が進むなか、特に親族内における後継者の確保が困難となってきています。十分な事業承継対策を行っていなかったために会社の業績が悪化してしまったケースも存在しており、中小企業にとって事業承継問題は非常に重要な問題です。このような現状に対処して円滑な事業のバトンタッチを支援し、次世代への経営資源のスムーズな承継を促進させるために設立されました。

<https://fukuoka-hikitsugi.go.jp/>

事業承継準備セミナー

後継者問題でお悩みの方・事業承継の準備をしたい方を対象に、事業承継の基礎知識や承継先ごとの事前準備のポイントなどを解説します。

希望者は終了後に、個別相談会に参加することもできます。

年に4回開催していますので、自社の後継者問題を次のステップに進めるきっかけとして、ぜひご参加ください。



開催時期 5月・8月・11月・2月(予定)

場 所 北九州商工会議所9階ホール(予定)

時 間 1時間30分程度

参加費 無料

事業譲受希望者(買い手)向け説明会

M&Aによる事業の譲受(買収)を通じて事業の拡大・強化を目指す譲受希望者(買い手)を対象に、事業承継の全体像や買い手事業者登録までの流れ、福岡県事業承継・引継ぎ支援センターの支援内容について解説します。

希望者は終了後に、個別相談会に参加することもできます。

年に4回開催していますので、事業譲り受けの現状を知る機会としても、ぜひご活用ください。



開催時期 6月・9月・12月・3月(予定)

場 所 北九州商工会議所9階ホール(予定)

時 間 1時間30分程度

参加費 無料

後継者育成セミナー

後継経営者や幹部候補者などを対象に、職場のリーダーに求められる統率力や心構えなどを学ぶ実践的な参加型講習会です。企業を支える後継者育成に、ぜひお役立てください。

大阪中小企業投資育成株式会社※との連携支援

大阪中小企業投資育成株式会社と連携し、株式引き受けを通じた経営承継対策を支援しています。「次世代への経営承継が必要」「株主構成を定着化させて次世代へ引き継ぎたい」「開かれた会社作りを進めたい」「非同族化したい」「自己株式を処分したい」など、ぜひご相談ください。

※「中小企業投資育成株式会社法」に基づき、中小企業の自己資本の充実と健全な成長発展を支援する目的で、昭和38年に設立された政策実施機関

北九州商工会議所

最寄りの相談窓口をご利用ください



本所

〒802-8522 小倉北区紺屋町13-1
(毎日西部会館1階)

☎541-0188(中小企業振興課)

☎541-0192(専門相談センター)

FAX 531-1759

小倉サービスセンター

〒802-8522 小倉北区紺屋町13-1
(毎日西部会館1階)

☎511-2307

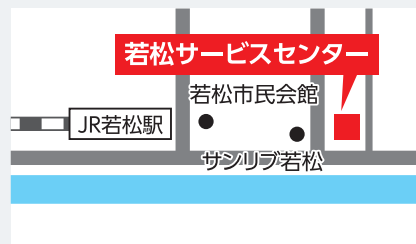
FAX 551-3671



門司サービスセンター

〒801-0852 門司区港町7-8
(JP門司港ビル2階)

☎321-2381 FAX 321-2382



若松サービスセンター

〒808-0034 若松区本町2-17-1
(ベイサイドプラザ若松 アネックス1階)

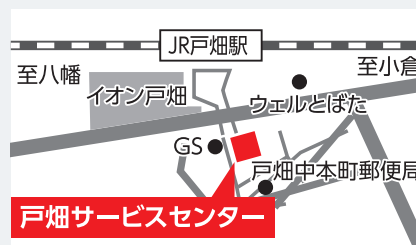
☎761-2021 FAX 761-2022



八幡サービスセンター

〒806-0023 八幡西区八千代町13-5
(八千代ヒルズ1階)

☎642-5381 FAX 645-5783



戸畑サービスセンター

〒804-0061 戸畑区中本町8-14
(FARO戸畑駅前マンション304)

☎871-2721 FAX 871-2722